# 規　則

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律に基づき、人事院規則九―三〇（特殊勤務手当）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十四年九月二十五日

人事院総裁　原　恒雄

**人事院規則九―三〇―八〇**

人事院規則九―三〇（特殊勤務手当）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―三〇（特殊勤務手当）の一部を次のように改正する。

第三十条第一項第二号中「第五条第十七号」を「第五条第十九号」に改める。

**附　則**

この規則は、公布の日から施行する。

**○公正取引委員会規則第三号**

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第七十六条第一項の規定に基づき、公正取引委員会事務総局組織規程の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十四年九月二十五日

公正取引委員会委員長　竹島　一彦

公正取引委員会事務総局組織規程の一部を改正する規則

公正取引委員会事務総局組織規程（昭和四十年公正取引委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第二条の四第一項中「三十三人」を「三十五人」に改める。

**附　則**

この規則は、平成二十四年十月一日から施行する。